

京都市中央斎場内飲料自動販売機設置仕様書

京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課が行う京都市中央斎場（以下「中央斎場」という。）内における飲料自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、中央斎場内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地

京都市山科区上花山旭山町19番地の3 京都市中央斎場

(2) 設置場所、台数、寸法上限 図1 図2

設置番号	場所	寸法上限	台数
①	別館 管理棟1階（待合室）	W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台
②	別館 管理棟2階（待合室）	W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置場所については、移動していただくことがあります。

(3) 設置事業者

設置番号①及び②を合わせて1設置事業者とします。

※ 設置事業者の決定方法は、仕様書「7 設置事業者の決定」を参照してください。

(4) 最低使用料

設置番号①及び②を合わせて 1,400,000円/年（税込）

※ 現在の使用料 4,810,000円/年（税込）

(5) 空容器の回収

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、1日1回（休場日を除く。）回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクル等処分してください。

ウ 回収箱の形式は、施設の特性を考慮し、華美なデザインを避け、白・茶・黒等の地味な配色にすることとし、事前に、中央斎場と協議のうえ設置してください。

エ 空容器を回収する際には、自動販売機から生じる空容器のほか、中央斎場で廃棄された他社製品の缶、ビン及びペットボトルを含めて全て回収してください。自動販売機から生じる空容器以外での排出量は、1週間で70Lサイズのビニール袋1つ分を見込んでいます。

(6) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶，ビン及びペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース，茶，水，コーヒー，紅茶及びこれらに類する商品）とし，酒類の販売は行ってはいけません。

また，いわゆるノンアルコール飲料，ビールテイスト飲料及びこれらに類する商品については中央斎場と協議してください。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

(7) 設置機種等

ア インドア型（缶，ビン，ペットボトル式）の飲料用自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や，二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ，開場時間外（18時30分～翌7時30分）や，休場日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は，設置する全ての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(8) 意匠

施設の特性上，白，茶，黒等の色を基本とし，華やかなデザイン及び色は避けてください。

(9) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては，できる限り中央斎場の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策，転倒防止策を施すなど，安全に設置してください。

なお，設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は，設置事業者の負担となります。

(10) 衛生管理等

衛生管理等については，関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(11) 緊急連絡先の表示

設置事業者は，設置する全ての自動販売機に，故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに，自動販売機の故障，問い合わせ及び苦情については，設置事業者の責任において対応してください。

(12) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に中央斎場と協議のうえ、施設の運営に支障を来たすことのないよう十分に注意してください。

(13) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め中央斎場に申し出たうえで、承諾を得てください。

(14) その他

商品の補充及び空容器の回収は、午前8時から10時までの間に実施してください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる条件を満たしている方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる条件を満たし、かつ、自己を証明する書類(注)を提出できる方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に係ると認められる者でないこと。

- (ア) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
- (ウ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (エ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて*、下記の書類を提出してください。

＜応募者が個人であるとき＞

- ・印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜応募者が法人その他の団体であるとき＞

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
 ※法人格のない団体については、代表者の印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

＜印鑑登録証明書または登記事項証明書について＞

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
 なお、許可等の確認のために免許等の提示をしていただきます。
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

＜誓約書について＞

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体

- 2 地域住民組織（町内会，自治連合会等）
 - 3 指定管理者として指定されている業者等，一般競争入札参加資格者，指名競争入札参加資格者 など
 - 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）
- 上記に該当しない方は，必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は，平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

なお，平成31年4月1日以降については，それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで，本市が，支障がないと判断した場合，当初の使用条件を変更しないことを前提として，2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

事務処理その他の都合により，使用許可の始期が遅れる等，当初の予定通りに使用許可できない場合があります。
この場合，使用許可の始期の遅れ等により使用者に必要費や有益費等の損失が生じても，本市はこれを補償しません。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に，応募価格（提案使用料）として，年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により，本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は，使用許可を取り消します。

なお，この場合において，自動販売機の撤去に要する費用，その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合，更新後の使用料については，引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置，撤去及び原状回復

自動販売機の設置，撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い，これらに要する工事費等の一切の費用は，設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日内に納入してください（翌年度当初予定）。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込受付期間（持参又は郵送）

平成30年3月5日（月）から平成30年3月16日（金）まで

ア 持参される場合

申込受付期間内の平日午前9時から午前12時、午後1時から午後5時の間に当課まで持参してください。

イ 郵送される場合

書留郵便にて、上記期間に必着となるように当課へ送付してください。

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) 注意事項

ア 指定日までの申込みは一切受け付けません。

イ 受付時間を過ぎた場合は一切受け付けません。

ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0，1，2，3・・・）

の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。

オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。

キ 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

(ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき。

(イ) 1者で2枚以上の応募申込書を提出したとき。（いずれも無効とします。）

(ウ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。

- (エ) 記載内容に訂正があるとき。
- (オ) ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。
- (カ) 応募に際し、不正の行為があったと認められるとき。
- (キ) その他応募に関する条件に違反したとき。

ク 提出された書類の返却は行いません。

ケ 応募申込書は、京都市情報館内の医務衛生課ホームページからダウンロードできます。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月12日（月）午後5時まで
質問は電子メールでのみ受け付けます。

(2) 質問提出先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
担当 山崎, 中野 E-mail : eisei@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問に対する回答

平成30年3月14日（水）までに、京都市情報館内の医務衛生課ホームページにて掲載します。

(4) その他

ア 電子メール以外での質問には、一切応じることはできません。

イ 本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしません。

ウ 応募内容、審査等に関するお問い合わせには、一切応じることはできません。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 審査段階で、応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行い、以下順次繰り返すこととします。

ウ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

平成30年3月22日（木）までに決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

8 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 市有財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により市有財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を提出してください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定の取消し、又は撤回を行います。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに市有財産使用許可の手続に応じなかったとき。

(2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなったとき。

(3) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不相当と認めたとき。

(4) 公益上の理由から、本市が自動販売機設置スペースを使用する必要性が生じたとき。

10 その他

(1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者で負担してください。

(2) 提出された全ての書類等の返却は行いません。

(3) 自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告してください。

参考資料

○ 年間来場者数（平成28年度）

16,242件（平成28年度火葬件数）×約10人（1件に来場する遺族の概算）
＝約162,420人

○ 休場日は、平成30年12月31日までについては別紙のとおりとし、平成31年1月1日から3月31日については、12月上旬に決定する予定です。

【問合せ先】

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医務衛生課（担当：山崎，中野）
〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル6階
電話（075）222-3433（直通）